



ヒグマに注意

春はヒグマによる人身被害が特に多い季節です。山菜採りや釣りなどで野山に入った際の事故を防ぐため、次のことに注意してください。

- ・単独行動を避け複数人で行動する
・鈴の携行や笛を吹くなど、人の存在をヒグマに知らせる
・食べ物やごみは必ず持ち帰る
・足跡やフンを見つけたら、すぐに引き返す
・動物の死骸を見つけたら、近寄らず、速やかにその場から離れる
・ヒグマと遭遇した場合
・こちらに気付いていないようであれば、その場を静かに立ち去る
・距離が近い場合は、視線をそらさず、動きを見ながら、ゆっくりと後退する



税金

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

令和8年度分の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧が始まります。土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧とは、固定資産税の納税者が、本人の所有する土地や家屋の価格と、雄武町内のほかの土地や家屋の価格とを比較できる制度です。縦覧期間 6月1日(月)まで(9時~17時まで)(土・日曜日および祝日を除く) 縦覧場所 財務政策課窓口 縦覧のできる人 雄武町内に所在する土地・家屋に係る固定資産税の納税者本人または代理人(委任状または同意書が必要) 間財務政策課課税係



・子グマに遭遇した場合、親グマが近くにいるケースがあるので、驚かさないうように、速やかにその場から離れる
・万が一向かってきたら、服や持ち物をその場に置いて、ヒグマの気を引くことも効果的です
・クマ撃退スプレーも効果的です
・足跡やフンなどを見つけた場合は、警察または役場までご連絡ください。 間産業振興課林務係

20歳未満飲酒防止強調月間について

成長過程にある20歳未満の者の飲酒は、本人にとって身体的・精神的に大きなリスクがあるだけでなく、社会的にも大きな影響を与えます。これを未然に防止するためには、20歳未満の者が「なぜ自分たちはお酒を飲んではいけないのか」を理解できるように、学校での教育のほか、家庭や地域社会においてもしっかりと説明するなど、大人の責務として社会全体で取り組む必要があります。

20歳未満の者がお酒を飲んではいけない5つの理由

- ・脳の機能を低下させる
・肝臓をはじめとする臓器に障害を起しやすくなる
・性ホルモン分泌に異常が起きるおそれがある
・アルコール依存症になりやすくなる

所得税及び復興特別所得税等の振替納付日について

令和7年分の確定申告の振替日は次のとおりです。

- ・所得税及び復興特別所得税の確定申告分 4月23日(木)
・個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告分 4月30日(木)
※振替納付日の前日までに、預貯金残高や振替納付日に登録されている預貯金口座からほかの公共料金などの引き落とし予定がないかなどを必ずご確認ください。
振替納付日に引落しできなかった場合 次の方法により納付をお願いします。
※納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかる場合があります。納付手続きについて、詳しくは国税庁ホームページ「納税に関する総合案内」をご覧ください。
・ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)
e-Taxを利用して、申告などのデータを送信した後、簡単な操作で事前に届け出をした預貯金口座から口座引落しにより納付する方法
※ダイレクト納付の登録が完了している方のみ利用可能です。
・インターネットバンキングによる納付
インターネットバンキング口座を利用して納付する方法

・20歳未満の者の飲酒を禁ずる法律がある

20歳未満の者の飲酒防止に関する法律

20歳未満の者の飲酒は、法律により禁止されています。この法律では、①親や親の代理をする者は、監督する未成年者の飲酒を制止しなければならない、②酒類を扱う販売業者や飲食業者は、20歳未満の者が飲むことを知りながら酒類を販売・提供してはならないこととされており、①に違反した場合は科料、②に違反した場合は50万円以下の罰金が課されることとされています。
また、酒類を扱う販売業者や飲食業者は、20歳未満の者の飲酒防止に資するため、年齢確認などの必要な措置を講ずることとされています。

20歳未満の者の飲酒防止のための取組

- ▼国税庁の取組
・酒類業者に対して、20歳未満の者に酒類を販売しないよう指導するとともに、酒類の容器または包装には「20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている」旨を、酒類の陳列場所には「酒類の売場である」旨および「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨を表示するよう指導しています。
・20歳未満の者の飲酒防止をはじめ

とする酒類の適正な販売管理の確保を図るため、酒類の販売場ごとに「酒類販売管理者」の設置を義務付けています。また、酒類販売管理者が長時間不在となる場合などには、代わりとなる責任者を指名するよう指導しています。
各業界団体に対して、20歳未満とされる者に対する年齢確認の徹底など、20歳未満の者の飲酒防止のための取り組みを推進するよう要請しています。

酒類業者の取組

店頭での年齢確認などにより20歳未満の者の飲酒防止に取り組んでいるほか、各地域で「20歳未満飲酒防止キャンペーン」などの啓発活動を行っています。
20歳未満の者の飲酒につながる広告、宣伝をしないよう自主基準を定めています。

国税庁ホームページ

https://www.nta.go.jp
間紋別税務署
0158・23・2191



納付書を使用した納付

現金に納付書を添えて、金融機関(日本銀行歳入代理店)または所轄税務署で納付する方法
間紋別税務署
0158・23・2191



改正労働安全衛生法が施行されます

本年4月1日から改正労働安全衛生法が施行されます。

- ・注文者に対して個人事業者の保護
・事業者に対して高齢者の労働災害防止の取組の義務化
詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

間厚生労働省北海道労働局労働基準監督署(支署)